



製品安全データシート

会社名: コダック株式会社
担当部門: コンシューマー&プロフェッショナルイメージング事業部
所在地: 東京都中央区新川2 - 27 - 1 (〒104-0033)
電話番号: 03(5540)9000 FAX: 03(5540)2303

緊急連絡先: (財)日本中毒情報センター【中毒 110 番】
(事故に伴い急性中毒の恐れのある場合に限る)
9時から17時まで: 0990(52)9899 (ダイヤル Q2 有料)
又はダイヤル Q2 を利用できない医療施設の場合は 0298(51)9999
これ以外の時間帯: 0990(50)2499 (ダイヤル Q2 有料)
又はダイヤル Q2 を利用できない医療施設の場合は 06(6878)1232

MSDS No.000006176/F/USA/JP

承認日: 2003年10月30日

作成日: 2003年11月18日

1 製品名

コダック エクタカラー SM 安定タンク液

CAT No. 872995-6

1.5リットル用

2 危険・有害性の分類

原液:

該当成分 : イソチアゾリン誘導体をを含む。

警告!

眼にひどいやけどをする。

皮膚に炎症を起こす。

誤飲すると有害。

霧や蒸気は眼と呼吸器官にひどい炎症を起こす。

皮膚にアレルギー反応を起こすことがある。

使用液:

該当成分 : イソチアゾリン誘導体をを含む。

警告!

皮膚にアレルギー反応を起こすことがある。

3 物質の特定

原液:

| 成分 | 重量% | CAS No. | PRTR政令番号 |
|-----------------|-------|------------|----------|
| 水 | 85-90 | 7732-18-5 | |
| ポリビニルピロリドン | 1-5 | 9003-39-8 | |
| アルキルエーテル硫酸ナトリウム | 1-5 | 68585-34-2 | |
| 置換チアゾリン-3-オン | 1-5 | | |
| 硝酸マグネシウム | 1 | 10377-60-3 | |

使用液:

| 成分 | 重量% | CAS No. | PRTR政令番号 |
|-----------------|--------|------------|----------|
| 水 | 95-100 | 7732-18-5 | |
| ポリビニルピロリドン | < 1 | 9003-39-8 | |
| 置換チアゾリン-3-オン | < 1 | | |
| アルキルエーテル硫酸ナトリウム | < 1 | 68585-34-2 | |
| 硝酸マグネシウム | < 1 | 10377-60-3 | |

4 応急措置

吸入した場合:

- 原液 : 症状が出たら、空気の新鮮な場所に移動する。症状が続くならば、医療手当を受ける。
 使用液 : 空気の新鮮な場所に移動する。症状に応じて対処する。症状が出たら、医療手当を受ける。

眼に入った場合:

- 原液 : 直ちに、多量の水で 15 分以上洗眼し、医療手当を受ける。
 使用液 : 直ちに、水で洗い流す。症状が出たら、医療手当を受ける。

皮膚に付着した場合:

- 原液 : 直ちに、汚染した衣服、靴を脱ぎ、多量の水と石鹼で洗い流す。医療手当を受ける。汚染した衣服は洗ってから使用する。汚染した靴は廃棄するか、十分に洗う。
 使用液 : 直ちに、汚染した衣服、靴を脱ぎ、多量の水と石鹼で洗い流す。皮膚に炎症やアレルギー反応が生じた場合は、医療手当を受ける。汚染した衣服は洗ってから使用する。汚染した靴は廃棄するか、十分に洗う。

誤飲した場合:

- 原液 : 吐かない! コップ 1 杯の水を飲ませる。被災者が意識喪失の場合には、何も口から与えてはならない。直ちに、医師を呼ぶか、中毒 110 番に問い合わせる。
 使用液 : コップ 1~2 杯の水を飲む。内科医の手当を受ける。被災者が意識喪失の場合には、何も口から与えてはならない。

5 火災時の措置

- 消火手段 : 周辺の火災に対し、適切な消火剤を使用する。
 火災時の特別対応手段 : 保護衣と呼吸用保護具を着用する。
 有害燃焼物質 : なし(不燃性)
 異常火災/爆発の危険性 : なし

6 漏出時の措置

- 多量の水とともに洗い流す。他の方法として、不活性物質に吸収させ化学物質廃棄用の容器に回収する。
 漏洩箇所を十分に拭き取る。

7 取扱い及び保管上の注意

取扱い:

- 原液 : 霧や蒸気を吸い込まない。眼に入れない。皮膚、衣服に付着させない。適度な換気を行う。取扱い後は十分に手などを洗う。
 使用液 : 霧や蒸気を長時間または繰り返し吸引しない。眼、皮膚、衣服に付着させない。適度な換気を行う。取扱い後は十分に手などを洗う。
 その他、毒劇法の定めるところに従う。

火災や爆発の防止 : 通常使用では、特に必要なし。
 保管 : 密栓して保管する。その他、毒劇法の定めるところに従う。

8 暴露防止措置

許容濃度 : 未制定

換気:

換気の良い場所で取り扱う(例えば10 air changes/時間)。換気速度は使用状態に合わせる。システムの密閉、補助的な集中排気、技術的措置を使用して、空中濃度を指定許容限度以下に維持する。

使用液 : 換気の良い場所で取り扱う(例えば 10 air changes/時間)。換気速度は使用状態に合わせる。

呼吸器系の保護:

原液 : 技術的に空中濃度を指定許容限度以下に維持できない場合は、保護マスクを着用する。フルフェース型送気マスクの着用。保護呼吸器を使用する場合は、OSHA 規格の29CFR1910.134と29CFR1910.1048に適合する措置を講じること。

使用液 : 特に必要なし。

眼の保護:

原液 : フルフェース型保護呼吸器を使用していない場合は、側板付き安全メガネまたはゴーグル保護メガネを着用。

使用液 : 眼への付着を最小限にする。側板付き安全メガネまたはゴーグル保護メガネの着用。

皮膚の保護 : 不浸透性の手袋と保護衣を着用する。

浄化する設備 : 洗眼、身体洗浄の設備(安全シャワー)

9 物理・化学特性

| | 原 液 | 使 用 液 |
|--------------|-----------------------|-----------------------|
| 外 観 | 液 体 | 液 体 |
| 色 | 緑 色 | 淡緑色 |
| 臭 気 | 無 臭 | 無 臭 |
| 比重(水 = 1) | 1.028 | 1.015 |
| 蒸気圧(20) | 23.4 hPa (18 mmHg) | 23.4 hPa (18 mmHg) |
| 蒸気密度(空気 = 1) | 0.6 | 0.6 |
| 揮発留分(重量) | 85 ~ 90% | 95 ~ 100% |
| 沸 点 | > 100 | > 100 |
| 水溶性 | 完 全 | 完 全 |
| pH | 4.6 | 7.5 |
| 引火点 | なし (不燃性液体) | なし (不燃性液体) |

10 危険性情報(安定性・反応性)

安定性 : 安定

不適合物質 : 特になし

危険重合物質 : 発生しない

11 | 有害性情報(暴露の影響)

暴露の影響:**吸入:**

- 原液 : 霧や蒸気はひどい炎症を起こす。
使用液 : 通常取扱いでは、危険性は少ないと予測される。

眼:

- 原液 : ひどいやけどを起こす。霧や蒸気はひどい炎症を起こす。
使用液 : 知見なし。一時的な炎症を起こすことがある。

皮膚:

- 原液 : 炎症を起こす。皮膚にアレルギー反応を起こすことがある。
使用液 : 皮膚にアレルギー反応を起こすことがある。

誤飲:

- 原液 : 胃腸系に炎症を起こすことがある。
使用液 : 危険性は少ないと予測される。

12 | 環境影響情報

この項は、輸送中の不慮の事故などにより発生した漏出時の対応について述べるもので、下水道などに排出するための情報ではありません。

本製品は中庸の酸性水溶液で、自然環境へ悪影響を及ぼすと考えられますが、実際に試してはいません。

水質系に流出した場合、BODは低く、酸素を破壊する可能性はほとんどない。水中生物への影響は小さい。二次廃棄物処理微生物代謝に影響を及ぼす可能性は高い。一部の植物の発芽や初期の成長に影響を及ぼす可能性は低い。自然環境での残存率は低い。生物分解処理はされにくい。多量の水で希釈したうえ二次廃棄物処理を行えば、自然環境に放たれても問題はないであろうと思われる。

13 | 廃棄時の注意

本製品を廃棄する場合は産業廃棄物に該当する。産業廃棄物処分量の免許を持った業者へ産業廃棄物管理票(マニフェスト)を添えて依頼する。

廃棄物に該当する法規:

- 廃棄物処理法 : 産業廃棄物(廃アルカリ)
水質汚濁防止法 : 生活環境項目
下水道法 : 下水の排除の制限

14 | 輸送上の注意

航空輸送:

原液 : IATA 規則の規定による:規制なし

| | |
|----------------------|---------|
| Class | : ----- |
| UN-No. | : ----- |
| Proper Shipping Name | : ----- |
| Subsidiary risk | : ----- |
| Packing group | : ----- |
| Passenger Aircraft | : ----- |
| Cargo Aircraft Only | : ----- |

15 | 適用法令

| | |
|--------------------|---------|
| 化学物質管理促進法 (PRTR 法) | : ----- |
| 毒物劇物取締法 (毒劇法) | : ----- |
| 労働安全衛生法 (安衛法) | : ----- |
| 消防法危険物分類 (消防法) | : ----- |

16 | その他

危険・有害性の評価は、必ずしも十分ではないので、上記の内容は補足の情報と見なし、取扱いには十分注意してください。使用液に関する情報は指示に従った正しい調合と製品の使用に基づいていますが、指針目的に限ったものです。